

【事案Ⅱ－１３】後遺障害共済金請求

・平成 30 年 12 月 19 日 裁定申立て取下げ

<事案の概要>

申立人は、被申立人に対し、平成 25 年 5 月に加入した生命共済の後遺障害共済金をの支払いを求めている。しかし、被申立人は、平成 25 年 4 月に申出人が「近視性乱視・左黄斑変性症」の診断を受けていることから、申立人の疾病は「責任開始時（同年 5 月）以降に生じた疾病」に該当しないため、後遺障害共済金の支払い対象ではないと判断したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、生命共済の後遺障害共済金を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、平成 25 年 4 月に健保組合の指示により A 眼科を受診したところ、視力検査・眼鏡調整を行い、「視力は左が少し悪いので、気になるようであれば、B 大学病院で受診してほしい」ということであった。A 眼科では精密検査は出来ないと言われ、黄斑変性症とは一切聞いていないし、診療もしていない。
- (2) 平成 25 年 8 月に B 大学病院で検査を受けたところ、中心性しょう液性網膜脈絡膜症の診断で、黄斑変性症とは全く異なり、A 眼科で経過観察するように指示された。その後、今回の平成 30 年 3 月の眼科受診まで 5 年間眼科へは一切行っていない。
- (3) 平成 30 年 3 月の健康診断で視力低下を指摘され、A 眼科で診察を受けた。医師は「カルテには一切病名が記載されていないので、精密検査を受けましょう」と言ったので、申立人が中心性しょう液性網膜脈絡膜症と言ったらそれを平成 30 年 3 月のカルテに記載された。平成 25 年 4 月のカルテには、病名は書いていなくて、認定はデタラメである。
- (4) その後、平成 30 年 4 月下旬に他の眼科で診察してもらったところ、中心性しょう液性網膜脈絡膜症と言われ、黄斑変性症との病名はなかった。故に 25 年 4 月に確定診断されておらず、25 年 8 月に B 大学病院で確定診断（同日初診）されたため、契約以後の確定診断である。
- (5) 申立人は、被申立人が B 大学病院へ病院調査するように希望しているが、一切調べず、A 眼科の嘘の診断に惑わされている。A 眼科は、検査は器具がないので実施していないし、後から病名を入れ、面談しても嘘を言うので無駄と再三伝えても、被申立人は同じ回答をしていることから、申立人は全く納得できない。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁等

(1) 提出された診断書に、初診日が平成 25 年 4 月と記載され、この日に「近視性乱視・左黄斑変性症」との診断がされていることから、申立人の疾病は約款・事業規約に定める「責任開始時（平成 25 年 5 月）以降に生じた疾病」に該当せず、後遺障害共済金の支払い対象ではないと判断した。

(2) A眼科の診断

①平成 25 年 4 月にA眼科で黄斑変性症との診断を受けていないので、責任開始時期に黄斑変性症は発症していなかったと主張する。

しかし、申立人は、共済加入前である平成 25 年 4 月に「近視性乱視・左黄斑変性症」と確定診断され通院治療（4 月は 28 日分、5 月は 21 日分の内服薬処方）されており、この経過がカルテに記載されている。そして、申立人は、初診の 5 年前から左眼の視力低下があるところ、その原因は黄斑変性症としてよい。

②上記に対して、申立人は、A眼科が嘘をついていると主張する。

しかし、A眼科には、そのような嘘をつく理由が何もないうえ、その説明が具体的かつ詳細であるのだから、A眼科の説明は信用性が高い。したがって、黄斑変性症は、責任開始前に発症していたものであり、申立人の主張は失当である。

3. B大学病院の診断

申立人は、平成 25 年 8 月にB大学病院を受診し、「陳旧性中心性しょう液性網膜脈絡膜症」との診断を受けたので、責任開始前に黄斑変性症は発症していなかったと主張する。

しかし、中心性しょう液性網膜脈絡膜症は、将来的に加齢黄斑変性症に移行することのある疾病である。そうであれば、申立人は、まず中心性しょう液性網膜脈絡膜症を発症し、次に加齢黄斑変性症を発症して、それからA眼科を受診して「黄斑変性症」の診断を受け、次にB病院で「陳旧性中心性しょう液性網膜脈絡膜症」の診断を受けたと考えられる。この点については、A眼科も「一般的には中心性しょう液性網膜脈絡膜症が先で、その影響で黄斑変性症になったと考えるのが普通だと思います」と述べている。したがって、平成 28 年 8 月にB大学病院で「陳旧性中心性しょう液性網膜脈絡膜症」の診断を受けたことは、責任開始時前に黄斑変性症を発症していたことを否定するものではなく、申立人の主張は失当である。

＜裁定の概要＞

審議会に提出された資料（診断書、調査報告書等）からこの第1級後遺障害について契約前発症かどうかを審議したが、被申立人から改めて提出された診断書から、右目の矯正視力が0.15あるため、第1級後遺障害に該当しないことが判明した。

その結果を受け、審議会から申立人に裁定の取下げを打診したところ、申立人から、裁定申立取下書が審議会に提出され、裁定申立て取下げとなった。